

36 大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方について（通知）  
（平成24年4月11日）

消防消第96号  
平成24年4月11日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁消防・救急課長



大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方について（通知）

消防庁では、東日本大震災を踏まえて「大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会」を開催し、災害初期における対応策を中心に、効果的な初動活動及び職員の安全対策を含めた具体的に取り組むべき方策などについて検討してきた結果、この度、「大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会報告書」として取りまとめられました（別添「大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会報告書の概要」参照）。

本報告書では、東日本大震災において多くの消防職員が活動中に被災し、また、消防庁舎及び車両等にも多大な被害を受けながらの活動を余儀なくされたことを踏まえ、多様な大規模災害に対して、消防本部が事前に計画しておくべき事項及び具体的に取り組むべき方策等について例示するとともに、津波災害を中心とした安全管理のあり方についても示されています。

つきましては、貴職におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）に対して、下記事項について留意のうえ、報告書の内容を参考として消防本部としての活動計画等の作成及び見直しに取り組んでいただき、大規模災害への備えに万全を期していただく旨を周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 事前計画の策定及び訓練の実施

発災から継続する災害への対応において、効果的な初動活動を行っていくには、あらかじめ地域の実情を踏まえ、想定される災害等の状況をもとに、活動すべき内容について事前に計画を策定しておくことが重要であり、また、当該計画に基づき平常時から十分な訓練を実施し、災害対応に備えておくことが必

要である。

## 2 津波災害時における安全管理

消防職員の安全及び消防活動の継続を図るとともに、住民の避難誘導を行うため、職員の身に津波による危険が迫れば「消防職員も退避する。」ということの基本とする。このことについては、事前に住民に周知し、十分な理解を得ておくことが必要である。

## 3 地域住民の防災意識及び地域全体としての災害対応力の向上

大規模災害への対応については、消防等の公的機関による活動のみならず、自助、共助による取組みが重要となる。このため、平素から地域住民の防災意識の向上を図るとともに、避難方法や避難場所の整備等について地域が一体となって検討を進め、訓練を実施していくことが必要であり、これらのことが地域全体の災害対応力の向上に繋がるよう、消防本部、都道府県及び市町村の防災部局等が情報共有を図り、連携していくことが重要である。

### 【資料】

別添：大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会  
報告書の概要

※報告書全文は、消防庁ホームページで御覧いただけます。

「大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会  
報告書（平成24年3月）」

([http://www.fdma.go.jp/disaster/syodokatudo\\_arikata\\_kento/index.html](http://www.fdma.go.jp/disaster/syodokatudo_arikata_kento/index.html))

なお、報告書については、後日、各都道府県あて送付させていただきます。

### 【担当】

消防庁消防・救急課  
青木対策官、井上補佐、大森係長、伴事務官  
TEL 03-5253-7522  
FAX 03-5253-7532  
E-mail keibou@ml.soumu.go.jp



## 大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会報告書の概要

## 1 検討目的等

## (1) 検討目的

○ 東日本大震災では、災害が複合的かつ同時多発的に発生し、被災地における消防本部は、発災直後から県内外からの応援隊や緊急消防援助隊が到着するまでの間、限られた消防力で対応を求められた上、消防活動は職員、消防庁舎及び消防車両等に多大な被害を受けた状況下で行われた。

※消防職員の死者・行方不明者27人、うち消防活動中26人（参集途上1人含む。）

○ これらのことを踏まえ、災害初期における対応策を中心に大規模災害発生時における消防本部の効果的な活動のあり方や職員の安全対策を含め、消防本部が具体的に取るべき方策等について検討したものの。

## (2) 初動活動の重要性

○ 地震等の災害発生とともに、消防本部では消防力の確保のため初動措置を行い、災害対応体制を確立したうえで、発災直後から集中する災害通報等に基づき災害対応を実施する。

○ 被害状況等の把握、同時多発災害への対応など、初動期における対応が、その後の被害軽減に繋がっていくため、限られた消防力を効果的に活用することが重要となる。

## (3) 事前計画の策定及び訓練の実施

○ 効果的な初動活動を行うには、事前に計画を策定しておくことが重要であり、また、当該計画に基づき十分な訓練を実施し、災害対応に備えておく必要がある。

## 2 災害対応体制の確立

消防本部では、大規模災害が発生した際、災害に即応していくため、その人員、施設、車両、装備、資機材及び水利等の消防力を早期に確保し、災害対応体制を確立することが重要となる。

## ○災害対応体制を確立するうえで留意すべき事項

庁舎等の被災を想定した事前計画の策定及び職員の安全管理を含めた非常招集計画の策定が必要である。

## 【事前に計画しておくべき事項（例）】

- ・ 消防署所に大きな被害が生じた場合、早期に移動できる場所において消防機能を維持できる規模、機能を備えた施設等を代替場所として指定しておくこと。
- ・ 津波の浸水想定区域内にある署所は、重要な機器、資機材、予備電源等を上階へ配置しておくこと。
- ・ 庁舎の耐震化、耐浪化を促進すること。
- ・ 発災時の消防車両の車庫前への移動及び津波時の車両退避の実施方法等を確立しておくこと。
- ・ 津波の浸水想定区域内に署所がある場合、職員の招集場所を他の署所等に指定することや非常招集時における参集ルートについて津波の浸水想定区域を避けるなど職員の安全管理の徹底を図ること。

## 3 情報管理体制の確立

早期に情報を収集・集約・分析し、災害活動につなげていくこと、また、災害の発生状況等から保有する消防力における対応の可否判断を行うためにも初動期における情報管理が重要となる。

## ○情報管理体制を確立するうえで留意すべき事項

情報通信手段の複数確保、119番通報途絶時の対応、関係機関等による情報収集及び伝達などが必要である。

## 【具体的に取るべき方策（例）】

- ・ 消防救急無線、衛星携帯電話等多様な通信手段の確保、通信設備の耐震化、無線の非常電源の容量確保及び予備電源の確保、無線のデジタル化等の高度化等の推進
- ・ 119番通報途絶時に備えた災害告知方法の確立及び119番通報集中時等の情報処理体制の確立 など

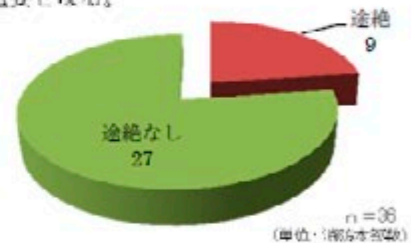


図1 被災3県における119番通報途絶状況

## 4 消防活動方針

大規模災害発生時の活動方針は、消防本部の消防力を最大限に発揮し、総合的な対応を図るため職員が共通認識を持つことを基本に、災害の状況に応じた活動の優先順位や部隊活動の原則等、地域の実情に応じ、災害を想定して事前に定めておく必要がある。

## ○消防活動方針において留意すべき事項

地震発生後に被害を増幅させるものとして、二次的に発生する火災があげられる。このため、火災への優先対応を考慮する必要があり、また、沿岸部では津波発生に備えた情報の収集、広報・避難誘導活動や津波の浸水想定区域内における活動等について活動方針を定めておく必要がある。更に、同時多発する災害に限られた消防力で対応するには、状況に応じた出動の選別を行う必要があるため、その基準等について定めておく必要がある。

## 【事前に計画しておくべき事項（例）】

- ・ 災害の発生状況を想定した具体的な活動方針
- ・ 活動の原則（火災対応の優先、避難場所・避難道路確保の優先、1火災1隊出動（例）、人命優先の原則等）
- ・ 災害に対する出動の選別の基準（人命優先、住民対応の可否、災害の拡大危険等）
- ・ 津波発生時の活動要領、応援要請の判断要素・判断時期、受援体制の確立 など



5 部隊等の安全管理

沿岸部の消防本部では、津波警報等の発表後、広報活動や避難誘導を実施するとともに、浸水想定区域内においても消防活動を継続し、一人でも多くの住民の命を守ろうと懸命の活動を実施したが、想定を超える津波により多くの職員が被災した。

【消防職員の被災者数】

27人（死者23人、行方不明者4人）  
うち26人が消防活動中に被災

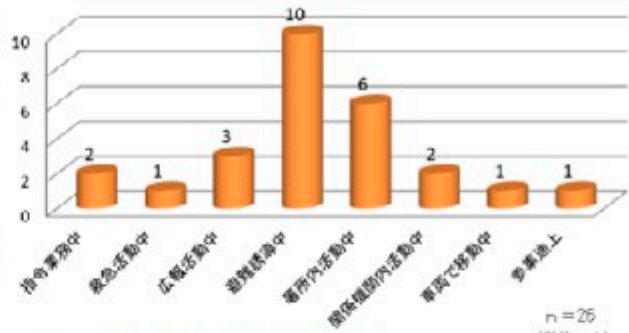


図2 活動中に被災した職員の活動別状況

n=26  
(単位：人)

津波等に対する消防職員の安全管理について

消防の出動する現場は常に危険と隣り合わせである。しかし、火災現場などでは、多くの知見や災害現場経験から、資機材や装備をはじめ、状況に応じた安全管理策を図った上で活動するものであり、職員の身に危険が迫れば退避することとなる。

これに対し、津波に対する安全管理は、津波到達前に退避することが基本となる。津波到達までに一定の時間があれば退避する時間等を踏まえた上で可能な活動を実施するが、津波到達までに活動できる時間がない場合や、活動中であっても退避するために限界の時間となれば、津波後の消防活動の継続を図るため、住民の避難誘導を行いながら、消防職員も住民とともに退避することが重要である。

1 基本事項

(1) 消防職員の安全及び消防活動の継続を図るとともに、住民の避難誘導を行うため、職員の身に津波による危険が迫れば「消防職員も退避する。」ということの基本とする。このことを事前に住民に周知し、理解を得ておくことが必要であり、また、訓練等により、出動・退避に係る移動の迅速化及び限られた時間内に効果的な活動を行う能力の向上に努める必要がある。

(2) 浸水想定区域内の活動については「活動可能時間」を判断し、その時間の中で活動する。

- ① 災害発生場所（地点）までの出動（移動）時間
- ② 災害発生場所から直近の安全退避場所への退避（移動）時間
- ③ 安全時間（想定外の事案発生も含めて、安全確実に退避するための予備時間。例：〇〇分前退避完了）
- ④ 津波到達予想時刻までの時間

$$\text{活動可能時間} = \text{④} - (\text{①} + \text{②} + \text{③})$$

活動可能時間の判断例



(3) 「情報伝達体制の強化、確立」を図る。

- ア 消防本部と部隊が連携して、リアルタイムに情報共有が図れる複数の伝達手段を確保する。
- イ 情報内容の確認が可能な双方向性をもった伝達手段を確保する。

**2 活動状況に応じた安全管理について留意すべき事項**

- (1) 消防本部  
津波の浸水想定区域における部隊出動の可否の決定、部隊への安全に関する情報提供（退避指示等を含む）
- (2) 活動部隊  
安全退避場所及び退避ルートの確認、情報連絡体制の確保、活動可能時間の終了及び危険時における退避指示等
- (3) 広報・避難誘導活動  
広報等の実施ルート及び退避ルートの事前調査及び計画、渋滞状況の確認等
- (4) 署所内活動等  
署所内における活動人員数の把握、退避する場合の本部機能の維持、署外活動者の安全管理等

**3 安全管理に関する事前計画の策定**

地域防災計画、ハザードマップ等に基づく津波の浸水想定区域の把握を行うとともに、津波の浸水想定区域ごとの安全退避場所や津波避難ビル等の位置、距離、移動時間について検討したうえで事前計画を策定し、現地での活動や退避に係る時間等の確認、訓練の実施を行っておく必要がある。

**4 地震発生後における津波以外の事故・災害に関する安全管理**

余震への警戒、活動空間の確保、退路の確保、安全監視員の配置、情報共有、単独行動の禁止、交通事故の防止

**6 部隊運用方策**

消防本部では人命の安全確保と被害の軽減を図ることを主眼として、災害に対する消防活動の効果等を的確に判断し、限られた部隊を効果的に運用することが重要となる。

**○部隊運用において留意すべき事項**

災害状況等に応じた本部運用と署所運用の切替え、災害の同時多発時における1災害への部隊出動数、被害集中地域への部隊移動配置、大規模火災時の部隊運用等を想定した計画が必要である。また、地震時は災害覚知の遅れ、消防水利の不足、がれき等による現場到着遅延及び障害が発生することを考慮する必要がある。

**【事前に計画しておくべき事項（例）】**

- ・本部運用と署所運用の切替えの判断要素と時期
- ・災害種別ごとに出動させる部隊数
- ・部隊の増援を行う場合の判断基準
- ・大規模な火災発生時の部隊運用方策及び延焼阻止対策
- ・道路啓開等のための重機所有企業等との協定
- ・がれき等により消防隊が現場に接近できない場合の可搬式小型動力ポンプの活用 など

**【東日本大震災の市街地広域火災の特徴】**

- ・延焼面積の広い火災現場が多いこと。
- ・多県にわたり発生していること。
- ・市街地広域火災の合計面積が広いこと。  
(消防研究センター調査結果から)

**【被災地消防本部において効果があったとされる資機材（例）】**

- アルミボート、ライフジャケット  
衛星電話、個人貸与された受令機 など

**7 消防団等との情報共有及び連携のあり方**

大規模災害発生時は被害の範囲が広大であることから、情報の収集をはじめ、広報・避難誘導活動、災害対応などにおいて、関係機関との連携は不可欠であり、特に消防本部と消防団との情報共有及び連携活動が重要となる。

**○消防団等との情報共有及び連携において留意すべき事項**

消防本部等と消防団との通信手段の確保及び連絡体制の確立を行い、災害時における活動の分担や連携方法について事前に計画を策定し、共同して平時における訓練等を実施しておくことが必要である。また、災害対応の中心となる消防本部等と消防団による合同の指揮本部を設置するなど、情報の共有と指揮系統の統一を図ることが重要となる。

**【具体的に取るべき方策（例）】**

- ・災害発生時の消防本部及び消防団本部の合同の指揮本部の設置
- ・消防本部と消防団との情報連絡手段の整備
- ・具体的な活動についての役割分担や連携方法についての事前計画の策定及び事前計画に基づく訓練の実施
- ・安全管理及び退避時の連携方法についての事前計画の策定 など



図3 被災地消防本部における消防団との連携活動に関する計画状況  
(単位:消防本部数)



## 8 長期化活動への対策等

大規模災害発生時は活動が長期化することが想定されるため、職員の食糧、飲料水及び車両等の燃料の確保とともに、継続した活動における職員の健康・安全を考慮した休憩や交替が必要となる。

### ○長期活動に備えて留意すべき事項

食糧等の備蓄とともに、活動が長期継続した場合に必要な物資等を調達できるよう、署所近隣における事業所等との事前協定や協力体制の確立が重要である。また、活動時間に応じた職員の交替計画や休憩場所の確保等にも留意する必要がある。

#### 【具体的に取り組むべき方策（例）】

- ・ 初動期の活動に必要な具体的期間を設定した食糧等の備蓄
- ・ 食糧、燃料等の確保のための事業所等との連携体制に関する協定
- ・ 職員の交替等による健康管理上必要な措置についての事前計画の策定
- ・ 職員家族の安否確認方法 など

### ○応援隊を受け入れるための体制づくり

応援要請の実施、受援準備の開始 など

## 9 今後の取り組むべき課題

津波を含む大規模災害における消防職員の安全管理のあり方については、消防本部の対応や体制だけでなく、地域住民の理解や地域全体での体制整備といったことも重要であり、今後、各消防本部において、この報告書全体を踏まえ、事前計画の整備と訓練等を進めていくことに加え、次のような課題の解決に向けて取り組んでいく必要がある。

- ・ 津波による身の危険がある場合には消防職員も退避することについて、地域住民への周知及び理解を求めていくこと。
- ・ 自助、共助の推進とともに、防災についての知識、技術の向上等を図るための教育を行うこと。
- ・ 災害時要援護者を含む住民の安全な避難方法等について、防災関係機関、自主防災組織、事業所、福祉関係者等、地域が一体となって検討を進め、連携訓練を実施していくことで、地域全体の災害対応力の向上を図ること。
- ・ 避難路や津波避難ビル等の避難施設についての地域全体による整備等を図っていくこと。
- ・ 消防における津波に対する安全対策の検証、知見を積み上げていくこと。

### 37 電力の需給ひっ迫に伴う停電等への対応について（通知）（平成24年6月28日）

消防消第156号  
消防予第257号  
消防危第167号  
消防情第196号  
消防応第116号  
平成24年6月28日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁消防・救急課長  
消防庁予防課長  
消防庁危険物保安室長  
消防庁防災情報室長  
消防庁応急対策室長  
(公印省略)

#### 電力の需給ひっ迫に伴う停電等への対応について（通知）

平素より消防行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府及び電力会社においては、電力不足が懸念される今夏に向け、引き続き供給力の確保に最大限の努力をしているところですが、それでもなお需給のひっ迫が見込まれる状況です。

政府においては、今夏、需給のひっ迫による停電を回避するため、「セーフティネットとしての計画停電について」（別紙参考）平成24年6月22日電力需給に関する検討会合及びエネルギー・環境会議決定）をとりまとめたところです。

この決定において、需給ひっ迫時には、昨年度同様「需給ひっ迫警報」が発令されることが定められておりますが、発令時には、緊急の節電要請がなされるとともに、需給ひっ迫状況が解消されない場合においては計画停電を実施する可能性もあるとされております。

つきましては、必要に応じ、防災行政無線等の活用による住民への周知についてご検討いただきますようお願いいたします。

また、大規模停電が発生した場合又は計画停電を実施した場合の対応について別紙のとおり定めましたので、ご留意いただくとともに貴管内市町村及び消防本部に対してこの旨周知くださいますよう、よろしくお願いいたします。

- 別紙1 電力の需給ひっ迫に伴う停電等に係る防火対策の徹底について
- 別紙2 大規模停電発生時の消防庁への報告について（依頼）
- 別紙3 電力の需給ひっ迫に伴う計画停電実施時における消防活動上の留意事項について
- 別紙参考 セーフティネットとしての計画停電について（平成24年6月22日電力需給に関する検討会合及びエネルギー・環境会議決定）



## 電力の需給ひっ迫に伴う停電等に係る防火対策の徹底について

大規模停電が発生した場合又は計画停電を実施した場合、電源が必要な消防用設備等及び特殊消防用設備等が有効に機能しなくなること等に伴う防火対策への支障並びに製造所等における設備の停止等に伴う火災や危険物の流出事故の発生が懸念されます。

このことを踏まえ、消防用設備等及び特殊消防用設備等の機能及び性能、防火対象物の用途、規模及び収容人員、製造所等の保安管理体制や施設の点検等の状況並びに防火対象物又は製造所等における計画停電実施時間中の事業の停止予定の有無を勘案し、下記を参考に自主的な防火管理や事故防止対策等により防火安全性を確保するよう、防火対象物及び製造所等の関係者に対し、立入検査又は問い合わせ等の機会を活用して周知するようお願いいたします。

### 記

#### 1 消防用設備等及び特殊消防用設備等に関する事項

##### (1) 消防用設備等が停電時に作動しない場合に備えた対応

非常電源の容量を超えて停電の時間が続くと見込まれる場合等には、消防用設備等が作動しない場合に備えて、以下の対応を図ること。

##### ア 消火設備

消火器、簡易消火用具等の設置場所及び使用方法を再確認すること。

不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備などの自動消火設備については、手動による放出操作手順を再確認すること。

##### イ 警報設備

防火対象物の関係者等による巡回等によりこんろその他火気使用設備・器具の火元の警戒を入念に行う等、火災の早期発見を図るとともに、当該設備・器具の設置範囲内への連絡及び周知体制を確保すること。

##### ウ 避難設備

防火対象物の関係者による避難誘導體制及び避難経路を再確認すること。

##### (2) 消防用設備等に附置されている非常電源の機能の確保

消防用設備等については非常電源が附置されているが、本来は火災時の停電の際に消防用設備等を作動させるためのものであり、計画停電により長時間の停電が発生する場合を想定していない。そのため、次の事項に留意すること。

ア 非常電源の稼働可能時間を事前に確認すること。

イ 原則として、停電時における非常電源の自動起動を維持すること。ただし、停電の発生時間が非常電源の稼働可能時間を超えて長時間となること



が予想される場合であって、やむをえず非常電源を手動起動とする場合には、(1)に掲げる事項を徹底するとともに、特に3に掲げる事項を中心に防火体制に万全を期し、常用電源復旧後は必ず停電時に非常電源の自動起動が行われる設定に戻すこと。この場合において、防火対象物の関係者は、停電時に非常電源を手動起動とする場合の対応や防火体制等を確保するよう、従業員等への周知徹底を図り、必要に応じて当該防火対象物の所在する地域を管轄する消防本部等に事前に相談すること。

ウ 消防用設備等の非常電源として自家発電設備を用いている場合は、必要な燃料の確保に努めるとともに、常用電源復旧後に直ちに運転を停止（常用電源復旧時、自動的に運転を停止するものを除く。）し、さらに燃料の補給、点検の実施等により、火災時の機能に支障のないように措置すること。

なお、燃料が空となった後に燃料を補給した場合においては、再び使用するために当該自家発電設備のエンジン部分の空気抜きが必要なものがあることから、燃料タンクの減液警報が鳴動した際に自家発電設備を停止することやエンジン部分の空気抜きの方法を確認すること等、事前に対応方法を確認すること。

また、自家発電設備を電力需給対策に活用する場合の留意点については、「自家発電設備を電力需給対策に活用する場合の留意点について」（平成23年6月22日付け消防庁予防課事務連絡）を参照されたいこと。

### (3) その他の留意事項

誘導灯等の消防用設備等の中には、常用電源による通電が停止した場合に警告音を発するもの等、自動的に作動を開始するものがあることから、事前に停電時の動作状況及びその停止方法を確認するとともに、必要に応じて在館者や利用者その他関係者に対する周知を図ること。

## 2 製造所等に関する事項

停電時における製造所等の事故防止の徹底を図るため、次の事項について留意すること。

### (1) 保安全管理

製造所等の施設が停電となった場合に備えて、停電時の対処方法について再確認すること。

### (2) 自家発電設備の点検や試運転における留意事項

自家発電設備の稼働に備えた関連設備の点検や試運転を行う場合は、発電設備のサービスタンク、配管等の損傷、漏油等が発生しないことを確認すること。

### (3) プラント等における安全対策

停電により、計装制御系統の機能停止、冷却機能の停止に伴う反応制御不能等が起こり、プラント工程に異常が発生したり、他の用役施設も停止する危険があることを踏まえ、制御電源を確保するとともに、プラントの緊急停止等に係る手順について再確認しておくこと。

(4) 消防用設備等の留意事項

製造所等の消防用設備等についても、上記1に掲げる事項について留意すること。

3 その他の一般事項

(1) 火気管理の徹底

防火対象物の関係者等は、火気の使用等は十分に注意して行うこと等、火災の発生防止に努めるよう、在館者や利用者その他関係者に対して周知を図ること。また、電気こんろや電子レンジ等の電気機器の使用中に停電した際には、再通電火災の発生防止の観点から、スイッチを切る等の措置を講じること。

(2) 119番通報体制の確保

I P電話やF A X機能付き電話等の一部の電話機では、停電時に使用不能となるものがあるので、予め確認し確実な119番通報体制を確保すること。

(3) 避難経路等の確保

停電時、電気錠が設けられた扉、自動ドア等が機能を失って通行不能となるおそれがあることから、避難経路及び消防隊進入経路を確認し、通行ができるよう対策を講じること。

(4) 停電前におけるエレベーターや遊具等の使用制限

停電時に停止する電気を動力源とするエレベーターや遊具等については、計画停電実施予定時間前にその使用を制限すること。

連絡先

消防庁予防課 守谷、竹本

電 話：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

消防庁危険物保安室 三浦、七條

電 話：03-5253-7524

F A X：03-5253-7534



## 大規模停電発生時の消防庁への報告について（依頼）

電力需給のひっ迫に伴う大規模停電が発生した場合において、これを原因とした被害や救助事案の発生など特別な状況が生じている場合には、火災・災害等即報要領に基づき、速やかに消防庁への報告をお願いいたします。

特にエレベーター閉じ込め件数及び救出状況の確認については、政府への報告事項となっていることから、火災・災害等即報要領に基づく「報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合」に該当するものとして速やかに、別添様式により報告するようお願いいたします。

## 連絡先

消防庁国民保護・防災部防災課応急対策室

担当：谷神、和田

電話：03-5253-7527

様式

大規模停電によるエレベーター等の閉じ込めにかかる被害状況等について

消防庁受信者	報告日時	平成	年	月	日	第	報
	都道府県						
	消防本部名						
	報告者名						

停電発生日 (停電時間)	平成	年	月	日	時	分
停電時間内における 119番通報件数	(	件	～		時	分)
エレベーター等の閉じ込め にかかる救助出動件数	(	件	～		時	分)
エレベーター等の閉じ込め にかかる救助出動件数	(	件	～		時	分)
(うち救助活動件数)	(	件)	(うち救急搬送者数)		(	人)
その他停電等に伴う災害						

- (注) エレベーター等とは、エレベーター、観覧車、その他電気が動力となり作動するもので、停電等により停止した場合に自力では脱出が困難となるものをいう。
- (注) 停電が継続している間は、停電時間について停電が発生した時間のみ記入すれば足りること。また、停電発生時間が明確でない場合はおおよその時間を記入すれば足りること。
- (注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。



## 電力の需給ひっ迫に伴う計画停電実施時における 消防活動上の留意事項について

電力の需給ひっ迫に伴う計画停電については、大規模停電等の不測の事態を回避するための手段として、万一の場合に実施されるものですが、計画停電実施時には、様々な消防活動上の障害が発生する恐れがあるところです。

つきましては、管内の電気事業者、水道事業者及び警察等の関係機関との緊密な連携により事前計画を策定する等、停電時における災害対応を想定した警防体制の強化を図るとともに、下記事項に留意され、適切な災害対応を図られますようお願いいたします。

### 記

#### 1 災害受信体制の確保

計画停電実施時は、固定電話等も使用不能になるため、119番通報並びに災害の覚知に遅れが生じる可能性があることから、車両による警戒や高所見張りの活用等、複数の手段による災害受信体制を確保すること。

#### 2 緊急走行時の注意

計画停電実施時は、信号機が消灯している可能性があるため、特に緊急走行実施時における安全運行に配慮すること。

#### 3 消防水利の計画的な活用

計画停電実施時は、地域により上水道の送水ポンプが停止する可能性があることから、消火栓が使用不能になる又は水圧が低下し有効な水量が確保できない恐れがあります。このことから、各消防本部においては、管轄内の水道事業者の停電時における対応予定を確認するとともに、防火水槽等の自然水利について計画的な活用を図ること。

#### 4 庁舎等の自家発電設備の確認

庁舎等の非常電源として自家発電設備を備えている場合については、作動点検及び燃料の残量について確認をすること。

#### 【事務担当】

消防庁消防・救急課  
警防係 大森係長、橋本事務官  
TEL 03-5253-7522  
FAX 03 5253 7532  
E-mail keihou@ml.soumu.go.jp

## セーフティネットとしての計画停電について

平成24年6月22日  
電力需給に関する検討会合  
エネルギー・環境会議

計画停電は不実施が原則であるが、需給の状況が厳しい関西電力並びに北海道電力、四国電力及び九州電力に関して、気温の急激な上昇や大型発電機の計画外停止等が重なり、節電努力を行ってもなお需給がひっ迫する場合など、万々に備えた計画停電の準備を進めている。

セーフティネットとしての計画停電の概要は、以下のとおり。この考え方を踏まえ、各電力会社で具体的な実施方法を策定する。

## 1. 計画停電の運用

## (1) 停電時間

1回の停電時間を2時間程度にする。1日複数回の停電をできる限り避けるよう努めるが、現時点において、関西電力管内については1日2回となる可能性が想定される。

（注）新電力（特定規模電気事業者）から電力供給を受けている場合（自営線からの給電を除く）についても停電。

## (2) 事前の公表

計画停電の月間カレンダー、グループ割り・サブグループ割り（※）を電力会社から公表（6月下旬までに）。

※各停電時間帯のグループを更に細かくサブグループに分割し、サブグループ単位で計画停電する地域を特定することによって、必要最小限の地域のみで停電を実施。

## (3) 医療機関等に係る特例

①変電所の運用改善等によって、以下の施設について停電による影響をできる限り緩和する。自家用発電機を保有する施設に関しては、できる限り自家用発電機での対応をお願いする。

○医療機関（救命救急センター等の救急医療機関、周産期母子医療センター、災害拠点病院等）

○国の安全保障上極めて重要な施設

○国の主要な機関、道府県庁、道府県警察本部、消防本部等

上記のほか、技術的に可能な範囲で鉄道・航空、金融システム等についても通電。

②特高需要家（大規模な工場、研究機関等）は、技術的に可能な範囲で、大幅なピ



ークット等を条件に、一定程度の連続操業が可能な形での計画停電等を実施。

- ③被災地（平成23年台風12号被災地の一部施設等）、防災（原子力発電所周辺30km圏内等）などへの配慮を行う。

#### （4）人工呼吸器等患者への対応、熱中症対策

在宅等で人工呼吸器等の医療機器を使用する患者への対策として、①医療機関、訪問看護ステーション等への注意喚起、計画停電のスケジュール等の情報提供、②緊急相談窓口の設置、計画停電時に通電される近隣の医療機関等の施設の紹介、③電力会社による小型発電機の貸し出し等を行う。また、熱中症対策の周知徹底等に取り組む。

（注）昨夏の東京電力、東北電力の計画停電（未実施）との主な違いは、①東京23区は通電するなどの地区特例は設けていないこと、②防災、緊急時対応を強化していること（道府県庁、道府県警察本部、消防本部等への通電）。

## 2. 計画停電を実施する際の一般的な手順

前もって電源脱落等が予測できる限り、計画停電で対応する。

なお、突発的な電源脱落等の場合には、緊急的に一部のエリアが停電する場合がある（この場合、上記1.（3）で影響緩和措置を講じた施設であっても停電する）。そのまま供給力不足が続く場合、予告した上で計画停電に移行する。

計画停電を実施する際の一般的な手順は以下を予定。

- ①他社から電力融通を受けても、需給がひっ迫する電力会社の供給予備率が3%を下回る見通しとなった場合、前日18時を目途に、政府から、当該電力会社管内に対し、「需給ひっ迫警報」を発令。
- ②当日朝9時を目途に政府から「需給ひっ迫警報（続報）」を発令。その後も需給状況の変化を踏まえて、必要に応じ、続報を発令。
- ③引き続き、需給のひっ迫状況が解消されない場合、電力需給がひっ迫し、計画停電を開始する可能性がある時間の3～4時間前に、政府から「緊急速報メール」を発信し、電気の利用を極力控えることを要請。
- ④引き続き、需給ひっ迫状況が解消されず、最大限の融通を受けても供給予備率が1%程度を下回る見通しとなった場合、計画停電を実施する可能性がある時間帯ごとに、その2時間程度前に、電力会社から計画停電の実施を発表。

（注）大型発電機の計画外停止が重なり短時間に需給がひっ迫した場合等においては、「需給ひっ迫警報」や「緊急速報メール」を発信することなく計画停電を実施する場合がある。